

58.9

1983.9.10

建産連ニュース

第18号

社団 法人 埼玉県建設産業団体連合会

◆埼玉県建設産業団体連合会に期待する

建設省計画局長 台 健 1

◆建産連に寄せて 国土庁土地局長 永田良雄 2

◆(特集) 公共事業セミナーから

新しい都市環境整備の進め方 建設省都市局 3

景気対策(公共事業拡大)をめぐる最近の論調 学界経済研究会 7

◆事業報告 9

「講演会」住まいは暮らしのうつわ 9

職業訓練校との連絡調整会議を開催 11

好評...「光ファイバー通信システム説明会」 13

第5回「埼玉の建設産業」のポスター募集 15

◆会員ルポ 16

◆告 知 板 20

住宅性能保証制度について 20

下請代金支払の適正化等について 21

会員人事往来 21

◆建産連だより 22

理事会・委員会だより 22

会員だより 23

連合会日誌 27

埼玉建産連会館センターの利用を 28

建産連の理念

国民生活にとって、住宅をはじめ環境施設や都市施設の整備充実が強く要請されている現在、公共投資の増大とこれに伴う事業の円滑かつ効率的な執行等が必要とされているところであり、これを達成する上で、建設産業の果すべき役割は、極めて重大といわなければなければならない。

しかしながら、県内における建設産業は、中小零細企業が圧倒的に多く、各業種間の有機的連絡協調体制が十分でなく、建設産業全体としてまとまりを欠き、社会的発言力は必ずしも強力であるとは言い難く、その社会的評価も高くないのが現状である。

このような現状を開拓して、建設産業の健全な発達を促進するためには、各業種間の有機的な連絡協調体制を確立し、各業種間の総合調整、情報の収集提供、県民の理解を得るための広報活動等を行うとともに建設産業に従事する者の福祉を増進するための対策を講じ、本県建設産業の総合的な改善発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する。

建産連のスローガン

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重大性を自覚し、県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の企業体質の合理化を図り、その強化改善に努める。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。



埼玉県建設産業団体連合会に期待する

建設省計画局長 台 健

社団法人埼玉県建設産業団体連合会におかれましては、従来より建設産業行政の推進に当たって格別の御配慮を賜っており、誌面をお借りして御礼を申し上げます。

申すまでもなく建設産業は、全国51万余の建設業者、560万余の就業者を擁し、国民総生産の約2割を占める建設投資の実現を担うとともに、生活基盤及び産業基盤の整備を行う我が国重要な基幹産業の一つであります。さらに、政府が国民の要請に応え豊かで住みよい社会の建設に取り組んでいる現在、国民がその生活の基盤となる住宅や公園、下水道、道路等の社会資本の整備を担う建設産業に期待するところは、従前にも増して大きなものとなっております。

しかしながら、建設投資の伸び悩み、高い倒産件数等が示すように、建設産業は現在厳しい環境に置かれております。このような状況のもとで建設産業がその役割を全うし、さらに活力あふれる産業へ発展するためには、企業の健全な経営力の維持向上、請負契約関係の合理化等多くの課題を解決していくかなければなりません。

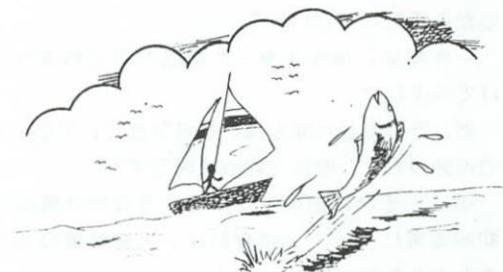
これらの課題を解決していくためには、まず、何よりも建設業、建設コンサルタント業、測量業、建設資材業等の各業種が建設産業全体として緊密な連絡協調体制を確立していく必要があります。

このため建設省におきましても、昭和54年以来、都道府県ごとに建設産業諸団体からなる建設産業団体連合会の設立を勧奨してまいりましたが、貴連合会は、昭和54年8月、各県の建設産業団体連合会の先達として設立されて以来、各般にわたる積極的な活動を展開され多大の成果を収めてこられました。また、昭和56年6月には各県の連合会が結集し、全国的な広い視野から、建設産業の健全な発展を図るとともに、建設産業に寄せられる社会的信頼の確保を目指すことを目的として、「全国建設産業団体連絡協議会」が設立されたところであります。建設産業団体連合会活動が全国的に盛況をみるに至るまでの貴連合会のご努力に対し深く敬意を表するとともに、今後とも、建設産業団体連合会活動のリーダーとして御活躍いただきますようお願い申し上げます。

建設省と致しましても、建設業と建設関連産業

との有機的連絡協調体制の要として活動しておられる「全国建設産業団体連絡協議会」が所期的目的を達せられ、各都道府県において貴連合会を範にして建設産業団体連合会の設立が促進されますよう所要の施策を講じてまいる所存であります。今後、建設産業団体連合会の活動を通じまして建設産業行政をさらに充実させてまいりたいと考えておりますので、貴連合会におかれましても、特段の御協力を賜りますようお願い致します。

終りに、貴連合会及び会員各位の益々の御発展を祈念致しまして、就任の挨拶と致します。





建設連に寄せて

国土庁土地局長（前建設省計画局長）

永田良雄

7月1日付で建設省を離れ、国土庁土地局長に任命されました。

官房参事官として2年、計画局長として1年の極めて短い期間ではありましたが、建設業関係の業界の皆様とお付合させて頂いて、大変勉強になりました。

思えば、官房参事官になった時は全く経験のない仕事で、一時は大変途方に暮れたものです、

然し、分らないことは知っている方々から聞いてやるしかないと決めて、それで夢中でやって来た次第です。

業界の皆様の暖い励ましと御指導により曲りなりにも、その職責を大過なく果すことが出来、心から感謝しております。

一昨年来、業界を襲った旋風も漸く静まりかけて来ました。

然しその過した混乱は、相当ひどく、未だにその爪跡が方々に散見される状況です。

更に、それに拍車をかけるような公共事業の抑制政策によって、建設業は、大変苦難の道を歩かざるを得ません。

弱肉強食の徴候が、各所に見られる今日この頃です。

然し、大変苦しい苦難の時期ではありますが、逆に言えば、こういう時こそ次の発展のための準備、あるいは土台を辛抱強く作り上げるチャンスだらうと思います。

例として持ち出すのは、適當を欠くと言われるかも知れませんが、スポーツでは対戦対手とデッドヒートをやっている時、大へん苦しい時期があります。その時は、相手もまた大変苦しい戦いをしているわけで、その苦しさに打ち克ってこそ、勝利の道が開けて来ることが多いように思います。

平穀無事なとき、とても思いつかないような新しい知恵が出て来たりします。またとても出来ないような、ドラマティックな制度の改善や、創設が出来ることがあります。

考えて見れば、昨年の夏に出された自由民主党の提言、また今年3月に出された中央建設業審議会の答申の中に、極めて重要な、そして将来的業界にとって、大変役に立つ事項が多く示され

ています。

これらの事項は、平常時には、仲々出来にくい事項が多々あります、現在のような困乱期だからこそ、実現できるわけです。多少時間のかかる事項もありますが、これらを一つ、一つ、実現して行かねばなりません。

行政側も一生懸命これに取り組んでおりますが、業界の皆様も今こそ、それぞれの立場を捨てて、元請も、下請も、更に資材業者も、力を合わせて新しい業界の秩序作りに専念して頂きたいと思います。

建設産業の未来は、決して暗くはありません。光が見えて来ているのです。頑張りましょう。



新しい都市環境整備の進め方

21世紀へ向け… 計画的都市づくりが課題

建設省都市局

わが国は、戦後急激に都市化が進行し、国民の6割が都市に居住している。とくに我が国の都市化は、約150年もかかったといわれる英國に比べ、半分の70年という極めて早いスピードで進んだ。21世紀初頭における都市人口は、国民の約7割に達するであろうといわれ、とおからず全面的な都市化社会を迎えることになる。

こうした見とおしから建設省は、都市整備が21世紀における国民生活上最大の課題の一つとして取り組むことにしている。

低成長が定着した今日、建設産業は最早公共事業強依存から脱脚し、新しい展望に立って、民間活力を呼び起し、国が抱く課題に真正面から取り組むべき時期の到来である。

筆者はこうした観点から、まず国がこれからのもちづくりにどのような手法をもって臨まんとしているかをここにその一端の紹介を試みた。

計画的な都市づくり

わが国では、都市計画法と建築基準法を2本の柱として都市づくりが行われてきた。

都市計画法は、急速な都市化による土地利用の

また、近年いくつかの地域において都市圏が形成されつつあり、行政区域を超えた視点からの都市整備が求められている。これに対して昭和54年12月の都市計画中央審議会答申では、広域的都市行政の展開として、都市計画のマクロ化の必要を示す一方、個々の都市の地区レベルでの都市環境の維持・改善を図るための都市計画のミクロ化の必要を示している。

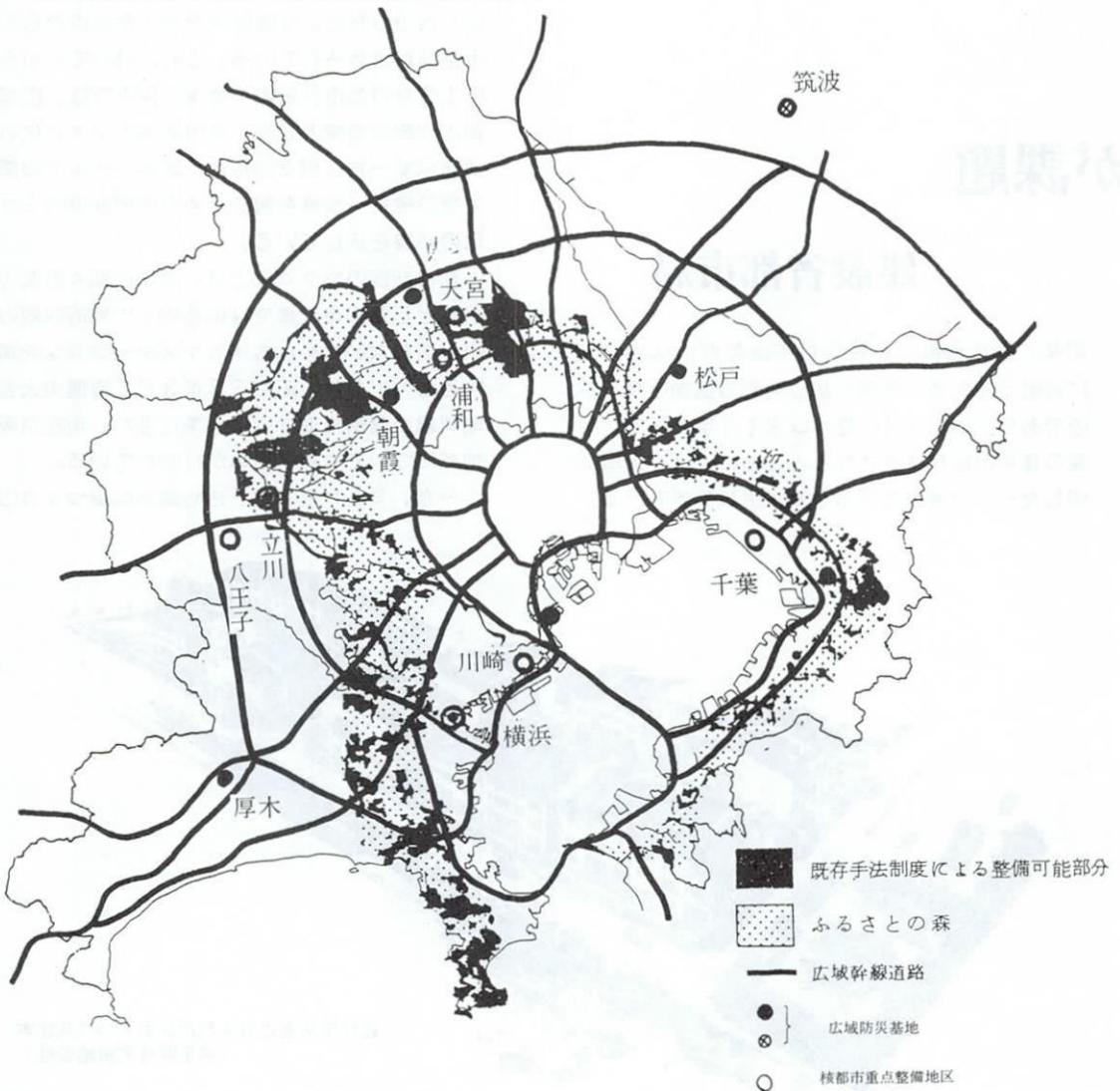
都市計画のマクロ化とは、現状の個々の都市を対象とした都市計画では総合的・広域的問題の解決が図れないため、広域的マスター・プランを策定するものであり、昭和57年3月「南関東大都市地域総合整備推進計画」が策定され、現在京阪神地域について取りまとめが行われている。

一方、ミクロ化とは、きめ細かな街づくりのた



近代手法をとり入れたシティハウス北本
(埼玉県住宅供給公社)

南関東大都市地域総合整備推進計画（概念図）



め、地区の特性に応じた一体的・総合的な計画を策定するものであり、昭和56年に施行された都市計画法の一部改正により創設された地区計画は、昭和58年2月現在10市町、12地区について策定されている。

〈註〉 地区計画制度は、都市計画区域内の比較的小規模な地区を単位として、道路・公園等の地区施設の配置・規模に関する事項、建築物の形態・敷地等に関する事項、その他土地利用の制限に関する事項を一体的・総合的に都市計画として定め、これに基づき開発行為・建築行為等を誘導・規制することにより、良好な市街地の形成・保全を図ろうとするものである。これは最近の市街地の形成状況をみると、バラ建ちのスプロール、建築物の用途の混在、細街路網の未整備、ミニ開発など、好ましくない市街地の形成がみられることに対処して、地区レベルのきめ細かいよりよい街づくりを目指そうとする制度である。

今後は、従来の都市計画を中心としながらも、この両面にわたる都市計画の充実を図っていくことが重要である。

面的整備手法の活用

土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備事業は、街路・公園等の公共施設と宅地あるいは住宅等の建築物までをあわせて一体的に整備することにより、健全な市街地、良好な居住環境の形成を図る事業であり、計画的に街づくりを進めることで一層の活用が望まれている。

土地区画整理事業は、これまで良好な宅地を大量に供給してきた実績があり、今後も宅地供給促進策としての役割は大きいが、既成市街地内部に

おいて居住環境整備を図るための手法としても有効である。また、組合施行等の事業により民間エネルギーを活用した街づくりを進めることができるほか、土地所有者の当面の営農希望に応えつつ、市街地としての基盤整備を計画的、先行的に進める手法として段階土地区画整理事業、農住組合施行等の手法があり、これらを積極的に活用して都市と農村の一体的整備を進めることができる。今後、いわゆる「線引きの見直し」にあって面整備の実施が条件づけられる等、事業量の増大が見込まれているが、これまでの事業実施は地域的偏在が著しく、その解消が課題のひとつとなっている。

市街地再開発事業は、都市構造の再編を行い、既成市街地の土地利用の適正化と都市機能の向上を図るための手法として活用が強く望まれている。また、都市の防災構造化を含めた総合的な居住環境の向上を図ることが必要な地区が広範に拡っているため、特に防災型再開発を推進する必要がある。事業に対する理解を広め、事業量を飛躍的に増大させていかなければならない。

都市整備の態勢の改善

(1) 都市整備財源の充実・強化

都市基盤投資を全て公共部門の責任と負担において行うとすると、財源的に十分対応できず、後追い型と公共投資を強いられたり、あるいは都市整備に伴う開発利益が大部分土地所有者に帰属し、都市整備のための投資に還元できないという状況を招く。

このため、従来から、①土地区画整理事業における公共減歩、②開発許可を受けて行われる民間開発における開発者負担、③下水道の受益者負担

金、④都市計画税の負担等により開発利益の吸収が行われるとともに、事業所税、ガソリン税等による負担が制度化されている。今後、都市整備の推進を図っていくためには、このような仕組みにより受益と負担の適正化を図りつつ、都市整備財源を充実、強化していくことが必要であり、また、これと併せて一般財源からの助成の推進のほか、金融・税制上の助成・誘導措置を拡充していく必要がある。

(2) 都市整備における公共部門の役割

都市地域においては、稀少な土地の資源配分を完全な市場メカニズムに任せた場合、都市環境の悪化等種々の問題が生じるおそれがある。したがって公共部門は、合理的な土地利用計画の策定とこれに基づく規制・助成・指導あるいは都市基盤施設の先行的整備等を通じて、民間活動を適正に誘導しつつ、市場メカニズムを有効に機能させる役割を担う。この場合、限りある財源を用いて都市整備を図るためにには民間部門との適切な役割分担の下で地域の特性に応じた効率的な公共投資の実施が必要である。

(3) 規制と誘導の総合化

イ、新市街地整備

都市基盤整備が十分なされずに、単発的開発が積み重ねられると、徐々に市街地環境が悪化し、整備コスト等から、再整備が不可能になる事態も考えられる。したがって、未整備地域の計画的、効率的整備のためには、従来の都市計画制度に加え、次のような措置を検討していく必要がある。

①今後市街化が図られる地区においては、可能な限り土地区画整理事業、計画的宅地開発等の面

の整備事業により先行的に都市基盤整備を行う。

②開発行為が個別に進んだとしても将来の望ましい市街地の形態が実現できるよう開発許可の拡充・強化を図る。また、民間の開発行為、建築行為を誘導・規制するため、地区計画の策定とその実現を担保するための制度的措置を確立する。

③市街地の整備に手戻りなく、かつ効率的に行うための長期的・総合的プログラムとして市街地整備基本計画を策定し、施設相互間、地域相互間の関連性・優先度を十分考慮して、市街地整備が宅地供給と一体的に図られるようにする。

④市街化区域内の農地等は、都市計画上保全すべき部分もあり、生産緑地制度を活用・拡充するとともに、宅地需給が逼迫し、住宅地が外延化しているところでは、基盤整備が概ね済んでいる地域の農地等について、適正な宅地化を促進する。

ロ、既成市街地の再開発

市街地全般の中で「特に必要なところ」から整備するという基本的視点の下に、

①地区環境が改善されるまでの間、バラ建ちの中高層化等による環境悪化を防止するため土地利用規制の強化を図る。

②マスター・プランとしての都市再開発方針等に基づき、防火性の強化、都心地域における計画的な中高層住宅の建設、業務機能の強化等、地区的状況に応じて整備手法を多様化するとともに、多目的な機能を発揮する市街地再開発事業、土地区画整理事業等を拡充・強化する。

③高度利用地区の指定等により、民間エネルギーをできるだけ活用して、良好な都市再開発を推進するとともに、マンション管理問題、容積率、日影規制についても新たな検討を加え、長期的に

望ましい都市構造へと誘導する。

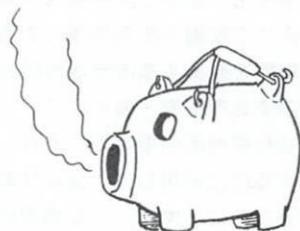
(4) 住民の創意・工夫を生かした都市づくり

国民の約6割が都市に住み、都市は国民の生活・活動の場として今後とも重要な役割を果たしていくこととなる。

都市を住民一人ひとりが生きることに喜び、生きがいを享受できる生活空間を形成していくためには、国・公共団体のみならず、住民の積極的な参画のもとに創意・工夫を生かした街づくりの推進が必要である。

このため、街づくり、都市づくりについて広く住民の理解と協力を得ることを目的として、昭和58年6月を「まちづくり月間」とし、住民の意識を高めるよう種々の行事、広報活動を行うこととしている。

今後は、これらの活動を通じて住民の創意・工夫を積極的にまちづくりに生かし、国・公共団体・住民が一体となって豊かでうるおいのある街づくりを推進する必要がある。



都市整備と民間エネルギー活用

制 度 名	助 成 措 置			一般規制の緩和
	補 助	融 資	税 制	
第1種市街地再開発事業	調査設計計画、土地整備、共同施設整備等に要する費用等への補助	○	○	
特定街区建築物整備事業	—	○	○	一般規制によらず、都市計画で定めた容積率等を適用する
総合設計建築物整備事業	—	○	○	高さ、容積率について一般規制を緩和
高度利用地区内建築物整備事業	—	○	○	一般規制によらず、都市計画で定めた容積率等を適用する
緩衝建築物整備事業	建築物等に対する道路管理者の負担	○ (一定要件に該当する 緩衝建築物について)	—	
都市防災不燃化促進事業	耐火建築物の床面積に応じた補助	○	—	
駐車場整備事業	—	○ (都市計画路外駐車場等について)	○	
自転車駐車場整備事業	—	○ (財)自転車駐車場整備センターについて	—	
土地区画整理事業	建築物の移転、道路築造等に要する費用等への補助	○	○	
住宅街区整備事業	調査設計計画、生活基盤施設の整備に要する費用への補助	○	○	
宅地開発事業	住宅宅地関連公共施設の整備に要する費用への補助	○	○	
市街地住宅供給促進事業	調査設計計画、共同施設整備等に要する費用への補助	○ (一定の要件に該当するものについて)	—	

注) 1.建設省調べ。 2.○印は、融資、税制上の優遇措置のあるものを示す。
住宅金融公庫等である。

3.融資主体は、日本開発銀行

〈論調〉景気対策(公共事業拡大)をめぐる最近の論調

識者が見る公共事業拡大の効用 学会・経済研究会

59年度国家予算案のシーリングが7月12日の閣議で了解された。削減率は全体で10%という大幅なものである。公共事業費だけはマイナス5%に落ちついた。しかもこれが建設、大蔵両大臣間の徹夜の折衝で詰められたという。正に異例中の異例だといわれる。例年なら12月末にならなければ決まらない予算案が、5カ月余も前に決まってしまうというのもたしかに異状だといわざるをえない。何はともあれ5%マイナス・シーリングが決まったことで建設産業界は申すおよばずわが国経済へ大きな打撃を与えることが懸念される事態となった。一般会計以外の分で操作すれば「本年度と同一水準が確保できる」というのが、建設省当局の見解だが果して本音かどうか。建設業界はこんなことで黙っているとは思えないし、現に業界あげて拡大増額の運動を展開している。シーリングはいまのところ大蔵省ベースで決ったもの。本番は12月の査定作業である。与党自民党そのものも簡単に了解するとは思われない。年内解散説が消えやらぬ秋口へかけ増額獲得運動は一段と強まる様相を示している。

こうした事態を背景にこのほど建設省当局が収集した識者、専門家グループによる景気対策(公共事業拡大)をめぐる最近の論調を借用し、以下採録して景気対策としての公共事業拡大の必要性への認識を深める一助とした。(W)

景気対策(公共事業拡大)をめぐる最近の論調

日本経済研究センターの18カ月経済予測

「公共投資については、当初予算では実質マイナスが大きいが上期前倒しの後、下期に総事業規模約1兆3000億円の追加を想定した。(中略)現在の低成長が失業率の高まり、稼動率の低下、物価の安定をもたらしていることから、現在は需要不足の状態にあるといえる。(中略)このような時に日本経済が米国経済と並んで世界景気の回復を確実なものとするためには景気拡大策が必要である。」(3月28日 日本経済新聞 経済教室)

高橋毅夫(新潟大学教授)

「公共投資は少なくとも57年度補正後予算と同程度の規模を維持すべきだ」(3月12日 東洋経済)

石弘光(一橋大学教授)

「景気低迷がこれ以上進む、行革デフレがもっと浸透する、あるいは米国経済の回復に誘導されて世界同時不況から徐々に回復する過程で日本経済が浮上しない場合には、所得税減税なり公共投資の拡大を考えざるをえない事態になるかと思います。」(2月17日 東洋経済)

金森久雄(日本経済研究センター理事長)

「今年度の政府予算案はすでに決まってしまったが、私は補正予算で2兆円の公共投資の追加、

1兆円の所得減税を行うことが望ましいと思っている。」(2月15日 エコノミスト)

宍戸駿太郎(筑波大学副学長)

「日本も金利の引き下げと公共投資の拡大などを通じて内需の拡大と輸入自由化の促進に全力投球すべきである。公共部門は個別企業と異なって、資本勘定での支出増は経常勘定の増益(自然増収)となって次第に表れるから、建設公債による公共投資の拡大は若干のラグはあるにせよ赤字公債依存の経常勘定の体質改善には大きく貢献する。」

この点、減税政策と異なり、公共投資は財政再建とは十分に両立する。とくに農業の競争力強化のための公共投資や合理化のための融資は輸入自由化の促進と内需の拡大の双方に寄与し、一石二鳥と言うべきである。(2月5日 日本経済新聞経済教室)

1、公共事業の経済効果

(公共事業研究会)

・最近公共事業の乗数効果は構造的に低下したとする見方があるが、依然として他の代替手段に比べ最も高い効果を持っており、短期的、循環的な変動はあるが、構造的、すう勢的な低下傾向はなく安定的に推移している。

(建設経済研究所)

・公共投資の生産誘発効果はさまざまな産業に及び、全体でその公共投資額の2.1倍に達する。

2、公共事業と財政再建

(公共事業研究会)

・真的財政再建を行うには、歳出の削減だけでは限界があり、景気が回復し民間の活動が活発にならなければ不可能であるので、積極的な公共

投資の拡大により景気回復を図る必要がある。

(日本経済研究センター)

- ・公共投資の拡大は、景気の回復を通して税収増をもたらし、不況に伴う税収減によってもたらされている財政赤字部分を縮小することで、財政再建に貢献する。

3、公共事業と国債

(建設経済研究所)

- ・赤字国債は毎年の消費的な支出の財源にあてるもので、使ったあと借金だけが残ることとなる。一方、建設国債は公共投資の財源にあてられ、つくられた公共施設は、何十年にもわたって利用されるもので、いわばローンで家を建てるのと同じことである。

したがって、建設国債は赤字国債と性格が違い、世代間の不公平をもたらすものではない。

(公共事業研究会)

- ・クラウディングアウトの発生する恐れはなく、国債の多様化、消化体制の改善等を図れば、なお国債の消化余力は十分ある。

4、公共事業と貿易摩擦

(公共事業研究会)

- ・公共投資の追加は資材需要の増加等を通じ、輸入増がもたらされることとなる。貿易摩擦を回避しつつ、内需を中心とした景気回復を図るためにには公共投資の追加が必要である。

5、公共投資と地域経済

(建設経済研究所)

- ・公共投資への依存度の高い地域においては、公共投資が地域経済を支えていると言え、3年連続した公共投資の横ばいという事態は地域経済に深刻な影響を与えている。

定期刊行物

月刊 建設物価

設計・積算・資材・管理に!

B5判 約700頁 1部2,800円(〒送別)

建設資材の実態価格を毎月調査、収録したもので全国官公庁、地方自治体、一般民間、企業で幅広く利用されています。

—毎月1日発行一年間予約購読料 28,200円(〒共)
(ニュース速報・臨時増刊号等含む)

建設物価「建築費指数」を新たに資料として掲載

専門図書

58年度版 **建設省土木工事積算基準** (B5判 700頁) 建設省大臣官房技術調査室監修
定価 4,800円(〒共)

改訂18版 **建設機械の運営管理と経費の算定資料** (B5判 270頁) 工学博士 伊丹康夫著
定価 2,800円(〒共)

改訂4版 **土木設計積算マニュアル** (B5判 690頁) 土木設計積算研究会編
定価 6,000円(〒共)

改訂版 **土木工事の業務必携** (A5判 560頁) 土木工事業務研究会編
定価 4,200円(〒共)

改訂新版 **建物鑑定評価資料** (A4判 560頁) 建物鑑定評価実務研究会編
定価 22,000円(〒共)

——お申し込み・お問い合わせは下記へ——

財団法人 建設物価調査会

〒103 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号(共同ビル)
電話 (03) 663-2411(代) 郵便振替 東京1-71833

「講演会」住まいは暮らしのうつわ



住まいとは何か…

その在り方と将来像を語る

五代利矢子氏講演から

当建産連研修指導委員会事業として6月21日、建産連センター大ホールにおいて、評論家・五代利矢子氏を迎、「住まいは暮らしのうつわ」と題し講演会を開催した。

多様化する現代社会の中で生活の本拠である住まいの在り方、住む人の意識の変化からくる住まいの将来像などについて約1時間半聴講した。内容は多方面に活躍の講師が豊富な体験をもとに語られておるが要旨をもってまとめ、以下採録を試みた。（W）

住まいにその国の文化を知る

諸外国に出てその国本当の文化を知るには、眞面目に働いて生計をたてているごく普通の家庭に寄せて頂くとその國のもつ文化のレベルが分かるといわれるが、確かにそうだと思う。街の中心に見事な高層ビルが建ち並んでいようとも、実際にその街に住む人々がどういう生活を営んでいるかを見ることによって本当の文化の程度を知ることができ。そうしたことから考えると住まいは文化だと思う。そこで私は建築に携わる人々は文化

を作っているものと考えている。従っていろいろな建築に携わる人は文化を創造するくらいの意識をもって仕事にあたって頂きたいと思っている。

実は私は昨日京都近くで美術館の評議で招かれ美術館のあり方について話をしてきたが、尋ねた美術館は立派な建物であり中には確かに高価と思われる展示品が陳列されてすばらしいものであった。だがその国その地域の文化を評価する場合、自分達の暮らしと比べ余りにもかけ離れていたのはその国の文化とはいえない。文化とはごく身近な地道な生活に根ざしたものであってこそその地域ないしその国の文化ではないかと思う。住いにしてもそうである。しっかりと運営され管理されてこそ立派な住いといえよう。念願が叶い高いお金を払って立派な家を作ったが、出来あがってしまうと安堵感を抱くのかその後の運営、管理が十分行われない。システムキッチンを備え一見文化生活様式を取り入れたかに見えるが、果して調理の場として機能しているか甚だ疑問である。その家庭ではどういう料理を好むのか、また作るのかによって台所の構造は自ら變るべきものである。

ステンレスとかホーローとかのキッチンセットが流行しているが必ずしも全能でなく、使用する側からして不用不便なものがある。セットに二槽式のものを多く見かけるが、二槽式は米国の模倣であってわが国では一槽で間に合う。寧ろ調理台にしてその分スペースを取った方がよい、洗台に限らず最近システムキッチンが流行の先端を行き宣伝されているが、これは工場などの施設型式そのまま採り入れたもので一般家庭においては不都合な面が多々ある。例えば調理台とかレンジとか使用の向きによって高さの調整が出来ないばかりか、他のメーカー品では寸法の関係で交換ができない。メーカーによって規格が不統一だからである。私共ユーザーとしては自分に合ったものが理想であるが費用等の関係で容易にできないところに問題がある。これは住い構造にもいえる。老人の暮らしには室内の段差、釣戸棚などにも十分配慮が望まれる。住まいは使用者によって多様化している。求める場合はユーザーのニーズに応えてくれる信頼のおける業者を選ぶべきである。宣伝のよくきた大業者より地域環境をよく理解しユーザーの要望に叶う情報を持ち適切なアドバイスをしてくれる業者が望まれる。

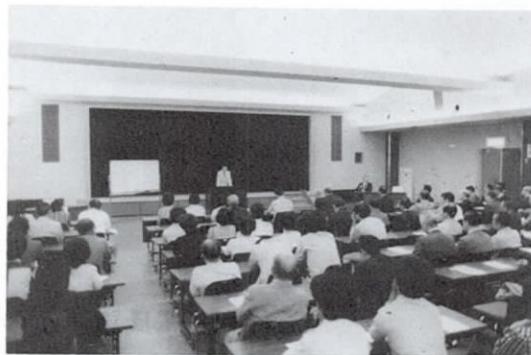
求めるとき環境と管理を買え

住まいを求める場合は環境と管理を買えといわれる。つまり自分が望む環境にあるか否か、また設備機器や庭園などの管理が容易であるかどうかということである。暮してから問題が生じても後の祭である。特に設備機器では日新月歩の今日である先々を十分見越して対処すべきで決して一時的な便利さや宣伝に乗ってはならない。従って住いを求めるときはユーザーとして細かいところま

で情報を持ち十分研究して置く必要がある。昔は専門家に任せばよいとしたが最近は専門家とても予測がつかないほど急進し多様化しているのである。

あるマンションのオーナーが宣伝をかね「私の生れた家、育った家」と題し小・中学生の作文を募集したことがあり、私もその審査員として審査に参加したが、実に暮しの実感をよく捕えていた。例えば家の形、間取り、道路や近隣の模様、二階の窓から見た海、山や電車の往来と騒音などをよく描写し周辺環境をトータルに捕えて子供なりに自分達の住いを克明に観察していることに感じ入った。

昔に比べ住いの構造、様式が大きく変った。家族の一人一人がそれぞれ部屋を持ち、テレビを始め調度品を個々に備えるようになった。食生活においても同様多様化している。そのこと自体の善、悪は別として或る民放テレビ局によって『暮しの相談』が企画され数人の弁護士さんとともに私も関与したが、受けた中で「近隣関係」「住いの中のトラブル」が多いのに驚かされた。住いというものは元来暮しを入れる器であるべきであるという考え方から本席のテーマを「住いは暮しのうつわ」と掲げた次第で、自分の暮しは一体どういうものかということを専門家である皆さんと考えて見たいと思いました。住いの選択にあたっては、個々の暮しをまず考えたうえに住いとしての住居を考えるのが順序と思われる。ところが今日までは早く買わないと値上がりしてしまうとして買い急いでいた。買うことに種々理想をいっても所詮資金が問題であったことから、まず資金に見合った土地なり建物を探すことが先行し、十分吟味する余裕を



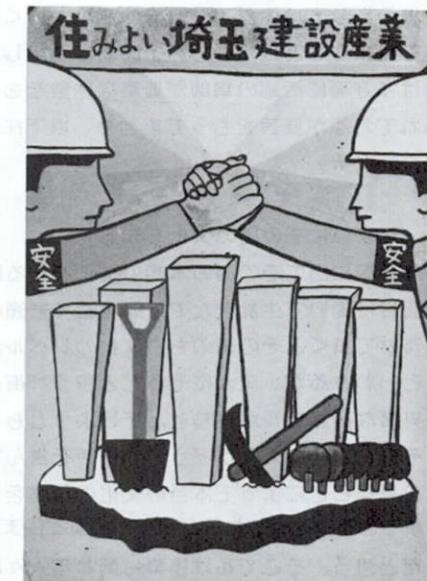
もたないまま求めてしまうケースが多かった。一生に一度とはいわずも高価な買い物をするのだから、もっと慎重にすべきではあるが現実は必ずしもこれを許さなかったのである。例えば住いを求める場合、上述の如く暮しはどうだからといった綿密な考えがまとまらないままだが外観がイメージに合わないとかいうだけで次の物件に移るが、もともと確たる考えが決っていないためユーザーとして相手業者に表現が出来ず、結局業者の営めに乗って求めてしまうということである。

住いを探すには種々の条件をもって優先順位を定めて置くべきである。子育てとか、通勤の便とか、さらに部屋割とかである。そして何んといつても信頼のおける業者に出会うことが最大のポイントである。そしてユーザーとして買求める基本的条件をしっかりとつかんでいることである。

供給者はユーザーの意識変化を捉えよ

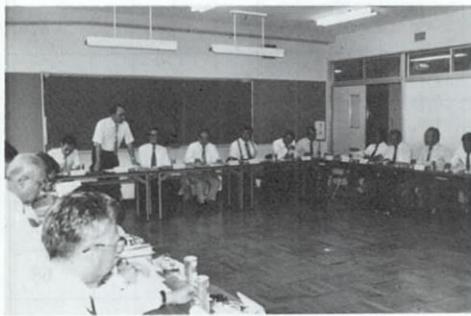
今日の社会は高速度社会だといわれる。これまで工場とか産業界の面いわれてきたが今日ではこれが暮しの中にも及ぼしている。一昔前までは一家の中で父親が一番忙しいものだしてきたが、このごろは父親よりもむしろ子供である中学

生であるという笑えない面が現実の姿となっている。総じて世の中が機能的に変化をきたしているのである。そしてこの高速度社会を支えているものは技術革新である。近い将来は先端情報機能が暮らしの中にどんどん入ってくるといわれる。住いを供給する業界側としてはそうしたことを十分理解しておくべきである。住いを求める側のユーザーもこれまで家の間取りを優先に考えたがこれからは伴う設備機器を重視し選ぶことになろう……と、求める側の意識の変化の起りつつあることを示唆する一方、住いの中における白熱灯と蛍光灯との功罪、台所の位置の問題にまで言及、講師は一人の女性として捉えたきめ細かな問題点を求める者の立場に立って提起したのである。



職業訓練校との連絡調整会議を開催

建設産業技能者の 育成と確保



埼玉建産連は7月22日、本年度労務資材委員会事業の一環として、埼玉県立中央高等職業訓練校の訓練状況を視察、併せて同校において県立の各職訓校職員を囲み、昭和57年度卒業者の就職状況及び昭和58年度新入生の分布並びに同年度卒業見込み生の進路指導などの説明を受け、関連質疑を行うとともに、要望の交換を行った。

視察等に参加の一行は午後1時から約1時間にわたり同校職員の案内で、建築製図科、洋裁科、電気工事科の実習状況及び経理事務科、冷凍空調科等の訓練室をつぶさに視察、まず、近代化されている訓練施設に一同刮目、さらに授・受両者一体の実習風景に感銘、改めて職訓校に対する認識を新たにした。

午後2時から約2時間、同校センター棟2階集会室において、中央職訓校をはじめ県立各職訓校の関係者を囲み懇談会を開いた。冒頭斎藤会長に統いて川合労務資材委員会委員長の挨拶のあと、野中健県労働部職業訓練課長から職業訓練校の概要について説明を受けた。

同課長は県下の職訓校の概要を述べたあと、県の職業訓練行政にふれ、一一近年の著しい技術革新の進展、産業構造の変化に伴い、労働者が必要とする知識・技能はますます多様化、高度化の傾向にあってより高度な技術を身につけ職場に臨もうとする労働者のニーズに応すべく、職業訓練体制を整備し、生がいのある生活の場を確保してやる必要があるという基本的考え方の上に、職業能力の開発、中高年齢者、婦人、障害者等の職業訓練の充実を図るために、職業訓練施設等の整備に併せ、技能労働者の地位の向上に向け新規技能検定職種の導入、技能検定制度の拡充に努めるほか、各種の助成策を講ずる一方、職業訓練校が人間教育の場であることも考慮し、各職業訓練の上に反映するよう努めていると述べ、更に同課長は今後の見通しなどにふれ、県は年間約16億円余を職業訓練のため投入している。単純計算で生徒1人当たりに投する費用は、一般県立高校生1人当たり40万円に対し、訓練校生1人当たり136万円である。これをもってしてもいかに県（国を含めて）が職業訓練に力を入れているか分って貰えると思う。最近の厳しい雇用環境の中で中・高学卒者、中高年齢者で転職あるいは再就職を目指す者及び現に働いている者の三者を対象に各職種の訓練を行っている。他の職業高校等と異なり、特種な科目を設け、さらには技術革新に対応し得るため科目

の改廃をも考えている。59年度から中学卒を対象にした機械科の2年制の導入が予定されていることなどを明らかにした。

次に、57年度卒業者の就職事情（別表1）並びに58年度卒業見込み者の進路動向について説明を受けた。その中で特に新卒者の給与に关心が集った。職訓校の特性（職種、年令）によって手取り額の中味にもよるが、かなりの格差があって一様に律し得ないものであった。一例をあげると、電気工事科卒で手取り16万円（残業手当を含む）から9万円台まで幅広いものがある。また、能力開発訓練卒者（転、再就職者）の21万円（熔接関係）などがある。問題は定着度であるが、3ヶ月程度で離職した者があった（春日部職訓校）と述べた学校もあったが、他各校とも追跡調査が十分でないためその実態を明らかにできなかった。要は、受け入れ企業側の理解度によって左右される面も大きいのではないかという業界側反省の見解もあった。

要望質疑

次いで質疑に移り……。

1、技能講習を実施したいが、職訓校から講師の派遣は可能か（電業協会）という問い合わせに対し、職訓校側は、現在の体制の中では不可能である。だが来校（会場借用）なら考慮の余地があると答弁。

2、塗装料の設置について（日塗装埼玉支部）その見とおしを聞いた。県側は前年来要望されているので検討中であるが、科目設置には枠があり、新設ないし拡充校があればその時点との考え方もある。問題は定員の確保であるとしたのに対し、同支部では全面協力したいという意志表示を行っ

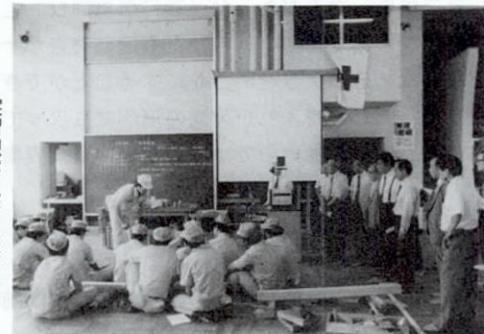
た。

3、型枠工科の設置要望を行った（埼建大協）。

これに対し県側は予て要望があったことを踏え、他県（愛知県）の実情調査を行っているところで、結果を見て検討したいと答弁。

次いで雇用者側（業界）へ、次の要望があった。

1、求人側の年齢制限によって希望就職がはばまれることがある。求職者が中高齢化している時代でもあり、能力主義で配慮されたい。特に能力開発訓練終了者はいわゆる第二の職場として選ぶ者であるが、経験等によっては多能工的性格の持ち主があるので、職場によっては寧ろ大きなメリットがあると思われる。



実習視察風景（建築科）

2、配管工で9月卒者15名ほどいるが、10ヶ月期の募集まで求人側の手配を願いたい。（春日部職訓校）

3、会社案内入手なく、求人企業の所在すら定かでないため、県内就職を希望しながらやむなく県外就職というケースが相当ある。求人側会社では積極的にPRに努めてほしい。〈注〉このことについて、建産連事務局で適宜な措置をとることになった。

昭和57年度卒業者の動向調

職業訓練校名 (順不同)	昭和57年9月 並びに58年3月		左のうち建設業及び建設関連業への就職者数													就職者への 他産業への 就職者数		
	卒業者数	就職者数	工土事業	工建事業	工大送電	工電事業	工管事業	鋼構造物	工事筋	工鉄事業	工塗装	工内装	工造園	建設計画	測量業	不動産業		
川口専修職業訓練校	109	70										16					54	
川越	タ	92	84	1					3								板金 1	79
羽生	タ	68	58	1			22											35
秩父	タ	60	52				3						2					47
本庄	タ	25	24				3	11										10
中央高等職業訓練校	93	89	1	1	23	18	21	1	1	1	1	1	11	1	2	2	5	
大宮	タ	223	179	14	32	18							5					110
飯能	タ	104	90	2	5							14						47
東松山	タ	94	86			18												68
熊谷	タ	39	39		13							15						2
春日部	タ	113	104	2		1												11
計		1,020	875	2	20	73	83	21	15	1	31	18	16	1	2	55	537	



実習視察風景
▲建築図科



▲電気工事科

好評…

「光ファイバー 通信システム説明会」

共催 (社)埼玉県建設産業団体連合会
(社)埼玉県電業協会

〈人力からの脱皮〉

「光ファイバー通信システム説明会」が7月29日午後1時より、建産連会館センター大ホールで開かれた。(社)埼玉県建設産業団体連合会と(社)埼玉県電業協会の主催、住友電気工業(株)の後援事業。

タイトルの示すとおり『通信システム』にテーマがある。かつて、人手で馬で、あるいは船でという人力的な要領により伝達、つまり通信の方法がなかったものが、電気の発見によってその様相は一変した。電気を応用したベルの電話が、具体的な革新形態であった。長い人間の歴史のなかからみれば、200年にも満たない近代的な発明発見というわけである。

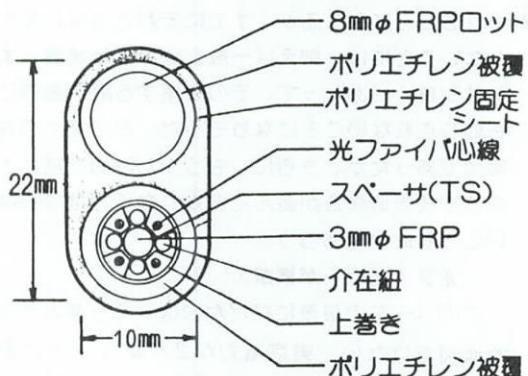
もっとも、空を飛ぶという飛行機は、明治に入ってから着手されたもので、それが100年たらずでエンジンからジェットに移り、現代では乗ることは一般化してしまった。ところで、飛行機が秒速により素早く走り飛ぶといっても、電気の速さには比べようもない。しかも、天候が悪ければ飛行は出来ない。もちろん、電気と電波の状況その他でまったく自由自在であるわけではない。



周波数その他の障害があるわけだが、これを乗り超え、宇宙時代にふさわしい通信システムの実現を可能にしようとしたのが、光ファイバーの創出といえよう。

〈光通信の意味合い〉

1960年にレーザーと呼ばれる光通信の原理



的な方法が生みだされた。実際に実用化されるまでにはさらに10年かかり、1970年に光ファイバーが発明され、以来、驚異的な進歩をみせ、ついに電々公社は未来型の情報交換を行う場を、家庭にまで及ぼす総合方式を発表した。同公社ば

かりではなく光ファイバーの応用は交通管制システムや医術にも登場、早くもその実現の一端は披歴された。

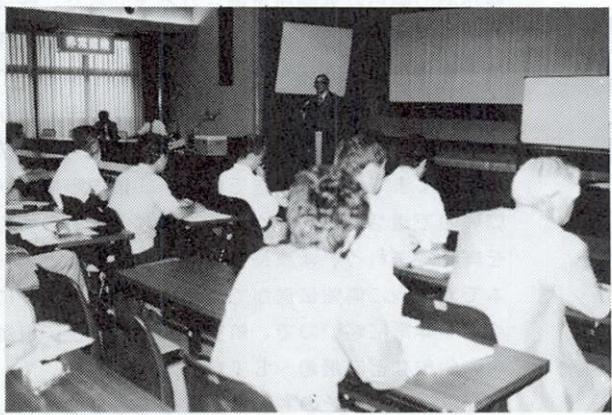
図でみるとおり、簡単にいえば、これまでの電線と同じく、中心をコア（核）と呼び、そこに線があつめられ外側が被覆されるといった、既成の概念が通用する。ところが、これまでの電気通信と光通信のとらえかたは、まったく別種として考えなくてはならないところに革新性と未来性がある。その例は、①伝送損失が少ないので中継機なしで遠くまで情報を伝送できる、②伝送帯域幅が広いので電話、ファックス、映像など大量の情報を同時に送れる、③波長多重方式を用いると、一本で双方向に情報伝送ができる、④銅ケーブルにくらべ非常に軽いので、航空機、宇宙衛星、自動車、船舶などに最適… E T C。

光ファイバーそのものは、髪の毛より細く、しかも捻り合わせによって、様々な利用価値に富んでいる。実際にはこれからなお研究と開発の余地を残しているが、すでに電設業界に、あるいは建設業界にとって無視できないものとなってきたことは確かである。

〈90年代には10兆円生産〉

説明会は住友電気工業(株)の事業部東京システム課白石敏課長(光ファイバー通信システムの概要) 同社通信工事部内田宏一技師(光ファイバーケーブルの取扱い) 同社通信事業部窪田千秋技師長(ビル管理への応用) によって、映画とスライドを混ぜて行われた。ざっと4時間の内容で、かなり難しい部分をふくむものであったが、実際に製品化し、工事化している企業のベテランだけに、要領よく、しかも根本をおさえて講議した。

その技術的な要領はこの紙面に反映しようはないが、すでにコンピューターが一般化され、子供や若者の人気の的となっており、これら10代20代の者が、10年先に要求するものを満たすとすれば、光ファイバーの積極的普及よりないこと



は肌で感じられた。

では、通信の念願であるところの密度が濃く、遠距離にしかも正確なものとしての光ファイバーは何に根拠をもってつくられているのだろうか。結局はエレクトロニクスの基盤にシリコン集積回路（シリコンIC）である。シリコンICの生産額は、90年代に年間10兆円に達するものと予測され、応用機器をふくめるとその10倍、20倍になるともいわれ、無限大に拡張が想定される。つまり半導体が産業の中核となるわけで、住友電気工業の方式でいえば「G a A s - I C は1990年代には、シリコンICとともにエレクトロニクスの分野の中心的な役割を果す」ものと期待されるということになる。したがってG a A s の発光性がことに重要視されるわけだ。

こうした未来型でありながら、現在進行の光ファイバーについて、関心は関連業界ばかりではなく、一般家庭にも高まってきた時点での説明会はまさに有効であった。

〈有益だった説明会〉

当日の出席は180人、うち、県・市町村職員約50人、申込みの多いなかで、一部「お断り」するほどの盛況であった。建産連労務資材委員会（川合大委員長）の先見の目ともいえる説明会であった。実状下では光ファイバーの県内業者が取扱うことはまだ稀れであろう。しかし、1970年に発明された光ファイバーが10数年で公的私的分野に早々乗り出している現況からすれば、まず2年ないし3年の歳月で、われわれの身近かに具体的に進出してくることは否めない。

高水準の技術、あるいは理数学的な研究が要求されることにもなるが、すでにそれを克服していないことには、例えば一般家庭の住居建設（または改良）にあたって、その要望する電気設備にも応じられないことになりそうだ。そのための説明会であったが、さらに、もう少し時間を経たところで技術研修会が盛んに開かれなくてはならないことも確かであろう。

〈光ファイバーが横断〉

このページの最後に掲げた図は、埼玉県の部分的図ではない。東京電力が2年がかりで計画している光ファイバーによるケーブルの敷設図だ。志木ニュータウンが鹿島建設により光技術でビル管理を行うが、こうした普及性に合わせた計画投資で、今年度は越谷・入間・川越等の土木事業も行い敷設に入る。いわゆる回転ケーブルで、東京～草加～五箇村と敷設する。計画は東京・

宇都宮間136・3Km、県内の草加～武里間で17・7Km。

細く軽く容量が大きく障害電波に強く、しかも工事そのものはコスト安。夢のような発明がもう立派に成人して身近かに迫ってきた。

時代の推移は激しい。これに追いついていくことが、やがて県内業者に福音をもたらすであろう。（日本工業経済新聞社浦和支局〇記者）



第5回「埼玉の建設産業」のポスターを募集

会員の皆様へ

県内の小・中学校児童・生徒からポスターを募集しております。
本年も優秀作品が多数応募されるよう各小・中学校へ働き掛けをお願いいたします。

1. 趣旨

建設業（土木・建築・電気・給排水・空調・塗装・内装・造園工事業等）不動産業・設計業・測量業・建設資材業などを包括する建設産業は、住宅や道路をはじめ水道や下水道、橋やダム、公園など人間の生活に必要な施設を整備し住みよい社会づくりに貢献しており、国民経済の発展にとっても、国民福祉の向上にとってもきわめて重要な役割を果たしている。

このように重要な産業である建設産業について児童・生徒の創作活動を通じて、広く県民全体にその重要性の認識を深め、建設産業に対する理解と協力を求めるとともに、若い人達に「魅力ある建設産業」をアピールする目的をもって、小・中学生からポスターを募集する。

2. 主催

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会



白岡町立大山小学校六年
林 幸夫君の作品

3. 後援

埼玉県教育委員会・埼玉新聞社

4. 募集要領

(1) テーマ

建設業、不動産業、設計、測量業、建設資材業等建設産業の重要性と、魅力に富んだ建設産業を強調するものとする。

(2) 規格

用紙は縦51cm、横36cm(B3判)の画用紙を使用し、クレヨン又は水彩えのぐで縦がきとし一人一枚とする。

(3) 応募資格

県内の小・中学校に在学する小学4年生以上の児童・生徒とする。

(4) 募集方法

ア 県内の小・中学校に募集要領を送付する。

イ 各小・中学校は予め作品を学校審査したうえ、社団法人埼玉県建設産業団体連合会事務局（浦和市鹿手袋597番地）へ送付する。

ウ 応募の締切り期日

昭和58年9月30日

エ 応募作品には必ず、学校所在地、電話番号、学校名、

学年、氏名(ふりがなをつける)性別を明記すること。

5. 審査

別に定める審査員が行う。

6. 表彰

審査の結果、小・中学校別に金賞10点、銀賞15点、銅賞20点を選び賞状及び賞品を授与する。

7. 発表

優秀作品については、10月下旬埼玉新聞紙上に掲載するとともに関係学校長あて通知する。

なお、入賞作品を1月上旬当埼玉建産連会館1階ロビーに展示する。

8. その他

ア 最優秀作品については、当連合会で作成するカレンダー及びポスター等の原画として使用する。

イ 応募作品は返還しない。

ウ その他募集に関し必要な事項はその都度定める。

エ 問い合わせ先

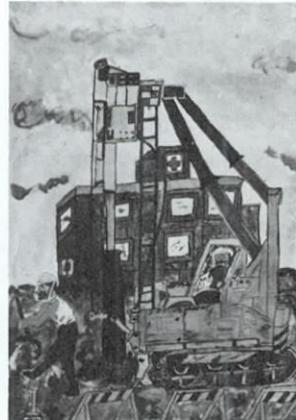
社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

埼玉県浦和市大字鹿手袋597番地

(埼玉建産連会館内)

電話0488(66)4301

58年度ポスターコンクール優秀作品

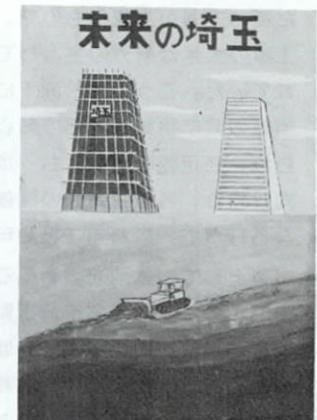


越谷市立蒲生小学校四年
本松勝治君の作品



鶴ヶ島町立藤中学校一年
加納潤子さんの作品

埼玉の建設産業



所沢市立中央中学校二年
木村憲一君の作品

業界とくまのこ業事の五十年
び折衝に応ずることになっている。

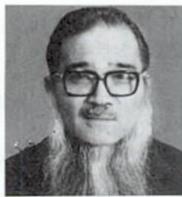
会員は、正会員と賛助会員からなり、正会員は本県内に事業所を置き、引き続いて業務を行いかつ建設業法による管工事許可業者である法人又は個人。賛助会員は当会事業に密接な関係があり、かつ協会の目的に賛同した法人、団体又は個人を理事会の承認を要すと定款に定めた。現在、正会員 49 社、賛助会員 31 社である。

課題と展望

本年 3 月懸案の埼玉県管工事会館（与野市下落合西谷 38）が竣工したのを機会に事務局を同会館 2 階に移転、5 月 16 日から執務を開始した。次いで 6 月 17 日新装の同会館において県内外関係者多数を招じ当協会創立 25 周年式典を挙行、足跡を回顧すると同時に次世代へ向け一同心を新たにしたところである。

誕生して四半世紀にして功成ったと自負したいところであるが、現実は至って厳しく安堵のひまを与えてくれないのである。改めて発足当時の初心にかえり、今後とも技術の研鑽に専念、共栄互助の精神に徹し、社会的信頼の保持に努めることが当協会に課せられた課題である。

四半世紀の経歴を踏まえ更に発展に努める



小池協会長

生いたちと経過

当協会は、戦後の復興期からようやく自立経済への転換期を迎えた昭和 33 年に管工事業の有志（8 社）が相寄り「水交会」を結成、管工事業の近代化を目指し組織化の一歩を踏み出したのが創始である。

水交会結成当時の本県では、管工事業と称してもいわゆる『水道屋』、『ポンプ店』などといわれた極めて弱小規模のもので、まとまった建築設備工事の大半は県外の主として東京の業者に委ねられていた。こうした状況下に誕生した水交会は、当時の県庁建築課幹部の熱心な指導育成策に支えられ、発足後の活動はもっぱら先進技術の習得に向けられ、各種講習会の開催や研修会の実施が主なる行事で、重ねること数年間、近代化した管工事業としての素地を固めることに専念した。

昭和 51 年に名称を埼玉県空調衛生設備協会と改称、県下一円を傘下に発展的改組、全県的な基盤固めを行った。次いで昭和 53 年 4 月念願の社団法人認可を受けるに至り名実とともに本県建築設

法人埼玉県空調衛生設備協会

備工事業界の指導的地位を確立した。昭和 54 年埼玉県建設産業団体連合会の結成に参加、同年 4 月同連合会発足とともに活動の一翼を担い今日に至った。

組織及び運営

当協会の組織は、本部と支部で構成され、本部役員として会長、副会長（2 名）、理事（正・副会長、常務理事を含め 12 名）、監事（2 名）からなり、事務局には事務局長（常務理事兼任）のほか事務職員 1 名を置き一般会務を管掌している。支部は、中央、南部、東部、北部及び西部の 5 支部を設け、各支部に正・副支部長のほか支部によっては幹事若干名を置いて、当該地区の情報交換を主とした地域活動を行っている。

また、本部に、総務、渉外、研修、広報、安全衛生、経営及び事故調査の 7 委員会制を設け、各委員会に正・副委員長を置き、委員会規定に定めた業務を分掌し活動を展開するほか、会長の諮問又は付託事項に関する調査、研究、執行、建議及

自主的災害防止活動により その義務を果し、利益も享受



山口支部長

1、建設業における労働災害防止活動のあゆみ

(1) 戦前のあゆみ

昭和 8 年 7 月に行なわれた第 6 回全国安全週間に、新たに日本土木建築請負業者連合会が主催者の一員に加わったという記述があり、また、昭和 11 年 7 月、内務省社会局においては、安全係員制度の確立を地方知事あて通達し、土木建築工事場にあっては、一定規模以上のものにつき安全係員を設置することを勧奨しており、この頃から建設業において安全運動が全国的規模で拡がってきたと思われる。

又、昭和 7 年 1 月から施行になった労働者災害扶助法（土木建築事業を含む屋外作業に従事する労働者の保護法）、さらに昭和 11 年 1 月には、「土木建築工事場安全及び衛生規則」が公布施行されて、安全衛生管理人の設置、土砂崩かい落下による災害の防止、墜落又は転倒による災害の防止等、現行の安全衛生規則に類するものが規定されたのである。

この当時の労働災害はどの位あったかについ

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

て、昭和 10 年 7 月の内務省社会局の発表によると、「最近軍需工業を中心とする重工業が殷盛を極めた結果、昭和 8 年における工場法、鉱業法及び災害扶助法——建設業界はこの法律の適用下にあった——の適用を受ける事業における労働者の死傷をみると、死亡者は、工場で 400 余人、鉱山で 830 余人、土木建築工事業で 600 余人、土石採取業で 60 人、交通運輸業で 120 人、総計 2000 余人という多数に達し、休業 3 日以上の負傷者は合計 15 万人にもなるのである」と述べており、当時から災害は相当な数に達し、一部の識者の間では憂慮されていたことがうかがわれる。

(2) 戦後のあゆみ

昭和 21 年には、戦後初めての安全週間が全国一斉に行なわれ、同年 1 月には産業安全協会が創立された。

翌 22 年 4 月、労働基準法が公布され、同年 9 月から、又労働安全衛生規則も同年 1 月からそれぞれ施行された。

以後の主なるあゆみをみてみると、昭和 25 年に、全日本産業安全連合会が発足。全国安全週間を 7 月、労働衛生週間を 10 月に一斉に行なうこととした。昭和 27 年に、事故多発にかんがみ、建設業大手 13 社及び全国建設業協会の首脳を労働省に招いて善処を要望した。昭和 28 年 10 月には、建設業災害防止対策懇談会が労働省主催で開かれ、大手 9 社及び全国建設業協会が招かれた。

昭和 32 年には、内閣に臨時産業災害防止懇談会が設置され、11 月には、「産業災害防止に関する意見書」が総理大臣あて提出された。

2、労働災害防止団体等に関する法律の制定

政府は、昭和 33 年以来労働災害防止対策を強力に推進したので災害発生率は逐年減少していたが、他面、政府の高度経済成長改革の推進により昭和 36 年頃から産業界は急速に発展し、そのため労働災害は数量的にも増大すると共に、質的にも変貌、大型化するようになり、この傾向は、建設業界において特に著しいものがあった。

労働災害防止に関する監督指導は、これを主管する労働省が人員、予算の面で手が回らず、産業界の発展に追いつかない状態となり、また、一方において労働災害の防止は、事業者が当然負うべき義務であると同時に、企業経営に大きな利益をもたらすという考え方から、各企業が自主的に災害防止活動を行なう必要があるということが社会的に認識されるようになった。

そこで、政府は、災害防止活動の直接の責任者である事業者に団体を組織させ、政府の労働災害防止計画に即応して、事業者団体においても独自の計画を樹て実態に即した活動を行なうことを目

的とする制度を設けることとし、昭和39年の第46回通常国会において「労働災害防止団体等に関する法律」を通過、成立させ、同年6月29日法律第118号により公布、同年9月1日より施行されることになった。

この法律に基づく告示で、特に災害の多い建設、陸上貨物運送、港湾荷役、林業、鉱業の5業種についてそれぞれ業種別に労働災害防止協会を設立することになった。

3、埼玉県支部の発足

昭和39年8月25日に開かれた建災防本部（東京）の創立総会で、各都道府県支部の設立が決議され、これをうけて埼玉においては、当時の埼玉県建設業協会長である齊藤金三郎氏を初め、同副会長、同各支部長、理事、その他業種別団体長等を含む28名が埼玉県支部設立準備委員となり、埼玉労働基準局と数次にわたる打合協議の結果、同年11月28日に創立総会の運びとなった。初代支部長は齊藤金三郎氏で、会員数は39であった。

4、現役員と会員数

現支部長は山口能治氏で、副支部長4名（分会长兼任）、分会长9名、理事54名、監事3名となっている。会員数は1483である。なお、支部事務局は埼玉建産連会館5階に設置、事務局長ほか事務職員4名（うち女子2名）が常勤している。

5、昭和57年度事業活動の概要

- (1)総会その他の会議（木建災防協議会等を含む）
11回
- (2)調査、研究（安全指導者研究会、工事現場視察

等）4回

(3)広報活動（機関誌「建災防さいたま」の発行。

支部災害防止大会等）16回

(4)教育、講習（作業主任者講習、職長教育等）

54回

(5)安全パトロール 延40日

(6)その他（諸官庁との打合せ、安全祈願、定期健康診断など）

公共工事の前払金制度の普及拡大を

東日本建設業保証(株)埼玉営業所

その保証によって発注者が安心して前払金を支払い業界の金融難緩和を図るとともに、公共工事の円滑、適正な施工を期することとなりました。

前払金保証事業とは

公共工事の発注者が請負った建設業者に前払金を支出し、その請負者が倒産等により工事を完成できず中途で放棄したために生ずる損失を保証する事業をいいます。前払金は工事代金の一部であるので、工事既済部分が前払金相当額以上の場合には損失は生じないが、工事既済部分が前払金額に充たない場合は過払となるのでこの過払分を保証会社が補填するものです。

ここにいう公共工事とは、一般に考えられているそれよりも広範囲にわたっていて、具体的には次のようなもので、これらを対象に前払金保証事業を営んでいます。

(1)国および国の関係機関すべてを含みます。

各省庁・三公社・各公團・事業団等

(2)都道府県、市区町村およびその傘下の各種団体。

(3)このほか建設大臣の指定工事（電気、ガス、

放送事業に関する工事等、現在20項目があります。)

昭和57年度の保証事業の概況

(1)発注者別前払金保証取扱高（全社）は次表のとおりです。請負金額にして26兆3千億余の工事に係る前払金2兆1千億余を保証しています。（下表参照）

発注者別前払金保証取扱高（単位：百万円）

区分 発注者	件数	請負金額	保証金額	前払率
国	14,332	905,802	379,610	41.9%
公社・公団・事業団	6,777	874,582	304,338	34.7
都道府県	77,193	2,538,968	905,096	35.6
市区町村	41,101	1,736,866	450,868	25.9
地方公社	2,503	134,969	34,383	25.4
その他	1,703	129,557	35,847	27.6
合計	143,609	6,320,747	2,110,145	33.3

（2）市区町村の前払金制度実施状況

前払金制度の普及は、特に中小建設業者の健全な育成という重要な目的をもっています。そのため当社では県はもとより、市町村においての当制度の採用を強力に推進しているところあります。その結果東日本管内の1631箇所の市区町村のうち1201箇所（73、6%）において、実施をみております。又、お陰様で前掲の表にあるとおり、発注者別保証取扱高においても、都道府県に次いで第2位のシェアを占めています。

建設業界への還元サービス

当社は、公共工事の前払金保証事業を通じ建設業界の健全な発展に寄与するという公共的使命を担っているのであります。そのため前払金制度の普及拡大はもとよりのこと、次のようないろいろ

な還元サービスを実施し、業界の近代化、合理化に側面から協力しています。

（1）還元預託。

当社が資産の一部を金融機関に預託し、その預託金を原資に金融機関が建設業者へ融資する制度です。

（2）経営講習会、財務診断および経営相談。

中小建設業の経営指導のため、計数管理、労務管理を中心に経営講習会を各県協会の協力を得て開催しています。

建設業者の申出により財務診断を行い、又各営業所に「経営相談サービスコーナー」を設置しオート・スライドの貸出、経営管理、税務等に関する小冊子の提供等身近なサービスに努めています。

（3）建設業景況調査。

56年度から、3保証会社で全国の建設業者を対象に受注実績、経営動向その他を4半期毎に調査し、「全国版」「ブロック版」および「県版」に分け発表し、各方面から好評を得ています。

（4）建設業振興事業に対する助成。

建設業振興のための事業に対し、54年度以降毎年保証料収入の約1%を助成金として交付しています。

（5）（6）建設業振興基金設立への協力。

当基金は中小建設業者の体質改善を目的として50年7月に政府補助金20億円、建設業団体等からの15億円、3保証会社から15億円、計50億円をもって設立され、その際当社からは8億2千5百万円を出捐しました。

（6）（7）建設経済研究所の設立

建設業をめぐる現下の諸情勢に鑑み、公共投資のあり方および建設産業について総合的に調査研究を行うことが必要であるという見地から、創立30周年記念事業の一環として3保証会社が協力して5億円を出捐し、そのうち当社は2億8千5百万円を出捐して、57年9月1日建設大臣の許可をうけて発足しました。

このように、業界の発展のためいろいろのサービス業務又は還元に努めていますが、今後業界に本当に役に立つかつ要望に合ったものが何であるかを見究わめ提供していくことが当社の重要な課題であると考えられます。建設業界各位の助言、協力を望むところであります。

当埼玉営業所の概要

前述したように、当社の22営業所の一つで、建産連会館の3階で営業を行っており、所員は所長以下7名であります。

当所の前払金保証取扱高（件数4803、請負金額230、528百万円、保証金額71、818百万円）は、埼玉県発注工事に係るものが大半を占めていますが、統いて市町村、公社・公団・事業団・国等となっています。

当所としての最大の問題は、市町村における前払金制度の採用が極端に低いことです。東日本管内全体の市町村における前払金制度採用率が平均73、6%であるのに比べ、当県下のそれは39、1%に止まっている現状です。今後業界はじめ関係各位の協力を得ていかに推進開拓してゆくかが当面の重要な課題であります。



住宅性能保証制度

県・本年度実施の方針

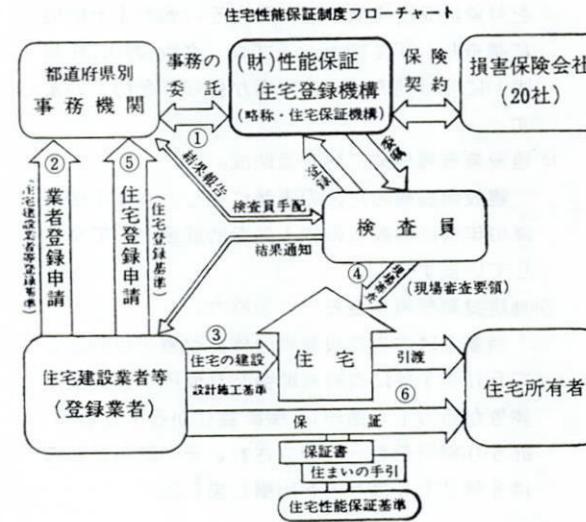
最近住宅についても、時計や電気製品のような性能保証を求める需要者が増えている。

ひと昔前までは、地域の棟梁・大工による地縁・血縁等密度の高いつきあいを基礎にした住宅の受注や、きめの細かい見まわり補習の慣習があった。ところが、このような大工・工務店と需要者の信頼関係は、高度経済成長に伴う激しい人口移動のもとで、だんだん希薄化してきており、昔どおりの受注方式やアフターサービスには無理があると言われている。このことは、住宅の瑕疵をめぐるトラブルの増加にも表われており、需要者は、どうしても、既に独自に性能保証を実施している大手プレハブメーカー等に目を向ける傾向にある。

大工・工務店、住宅建設業者の多くは、もとよりよい住宅を供給しているという自負があることも事実であるが、このような社会的傾向は確実に進むことが予想される。

昨年制度化された住宅性能保証制度は、このような状況のなかで、住宅供給業者と需要者の信頼関係を再構築し、中小業者であっても、性能保証に関して、大手メーカーと対等に並ぶことができる点で注目される。

県では、この制度を業者育成と併せて住宅需要者の保護を図る上で有意義であるとして、早期に実施すべく準備を進めており、10月ごろまでには業者登録等の事務を扱う「事務機関」を決定し、年内に業者登録（この制度に参加を希望する業者で一定の要件を備えたもの）の受付を行った後、来年3月までには、保証制度の実施を図りたいとしている。



制度の概要は、昨年9月の本誌14号でも紹介したところであるが、そのしくみは次のフローチャートのようになっている。①業者登録は任意参加で登録料は3年間12万5千円、②住宅の現場検査は基礎完了時と屋根完了時の2回、③住宅登録は任意で登録料は工事費の0・69%である。

登録業者が建築した住宅で、住宅登録されたものについて保証書が交付されることになっており、保証内容は次のとおりである。

(1) 保証期間

・長期保証

屋根の防水—5年間

基礎・床・壁・屋根の構造—10年間

・短期保証

コンセント・蛇口等—1年間

塗装—1・5年間

内装・外装等—2年間

(2) 保険による裏付け

長期保証を履行する業者に対して、保険金が支払われる。

(10万円控除・てん補率80%)

(3) 保証の継承

・保証期間中に住宅が第3者に譲渡された場合—第3者に継承

・保証期間中に業者の倒産等があった場合—住宅保証機構が保証

ちなみに、全国の実施状況は、次のとおりである。

北海道(55・4)、新潟県(57・8)、福岡県(58・3)、宮崎県(58・2)、長野県(58・3)、徳島県(58・3)、島根県(58・4)、佐賀県(58・4)、福島県(58・

4)、千葉県(58・5)、鹿児島県(58・5)、愛知県(58・7)、東京都(58・9予定)

〔注〕冒頭掲げた凸版は、この制度登録した業者に交付される「登録店章」である。

〔本稿は県住宅行政課提供〕

下請代金支払の適正化等について

現下の厳しい経済情勢の中にあって、中小建設業者の経営悪化が懸念されることから、建設省では、このたび、計画局長名をもって、下記事項留意のうえ下請代金支払の適正化等に一層努められるよう、建設大臣への届出に係る建設業者団体へ通知するとともに、建設業課長名をもって各県土木部長にも指導方依頼した。

記

1、建設工事の請負契約の締結に際しては、当事者は契約の内容を明確にするために契約書を作成し、相互に交付すべきものであるので、下請契約の締結に当たっても、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項を全部記載した契約書を作成すること。

2、元請負人の地位を不当に利用して、下請工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない請負代金額で下請契約を締結しないこと。

3、元請負人が前払金の支払を受けたときは、下請負人に対しても、資材の購入、労働者の募集

その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。特に、公共工事においては、発注者から現金で前金支払がなされるので、企業の規模にかかわらず下請負人に対して相応する額を、現金で前金支払するよう十分配慮すること。

4、下請代金の支払は、できる限り現金支払とし、現金支払と手形支払を併用する場合であっても、当該支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金支払とすること。

5、元請負人は、下請代金の支払のために振り出す手形の期間を原則として120日以内とし、さらに経済情勢の好転に即応しつつ短縮するよう努力すること。また、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

6、元請負人は、下請負人が倒産、資金繰りの悪化等により下請工事の施工に関し、再下請負人、労働者等の関係者に対し、請負代金、賃金の不支払等不測の損害を与えることのないよう十分指導すること。

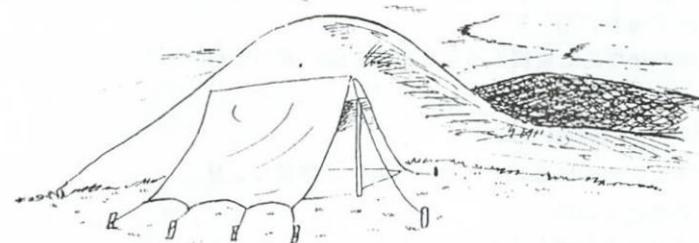
7、上記のほか、建設業法及び元請、下請関係の合理化に関する諸通達を遵守すること。

会員 人事往来

- ①所属団体名 ②役職名 ③氏名年令
④住所 ⑤受しょう区分 ⑥受しょう年月日
⑦功績



①社団法人埼玉県建設業協会
②理事 ③金子敏隆(63才)
④本庄市本庄1-1-7
⑤建設大臣表彰 ⑥昭和58年
7月12日 ⑦多年にわたり建設業の振興に尽力され、関係団体の役員として業界発展のため多大の貢献をされた。



理事会・委員会便り

広報委員会 昭和58年6月29日開催

協議事項

1. 建産連ニュースの発刊について
年4回発行することとした。
2. ポスター・コンクールの開催について
募集要領を6月下旬に公立各小・中学校長へ送付する。なお8月下旬に再度依頼することとした。
3. 昭和59年カレンダーの作成配布について
例年どおり作成配布することとし、図案等について次期委員会で検討することとした。
4. 建産連ニュース第18号の編纂について
建産連ニュース第18号の編纂について協議した。

広報委員会 昭和58年7月29日開催

協議事項

1. 委員会構成について
本年度の通常総会に於て、一部の役員に異動があったことに伴う委員会構成について協議した。
退任者 木村広次（㈳埼玉県建築士事務所協会）
島村治作（埼玉県道路舗装協会）
新任者 高岡敏夫（㈳埼玉建築設計監理協会）
三鬼豊太郎（建設業労働災害防止協会埼玉県支部）
2. 建産連ニュース18号の編纂について
会員だよりを各団体が積極的に寄稿するよう各団体長に協力を要請することにした。
3. 昭和59年カレンダーの作成配布について
カレンダーのデザイン、内容について見本（図案）を準備し、9月の委員会で審議することとした。
印刷部数は、4600部を基準とすることとした。

研修指導委員会 昭和58年8月1日開催

協議事項

1. 委員会構成について
広報委員会と同様に委員会構成について協議した。
退任者 平井滋通（建設業労働災害防止協会埼玉県支部）
新任者 森田十五郎（㈳全国電話設備協会埼玉地方部）
日暮 実（埼玉県地質調査業協会）
なお、副委員長平井滋通氏の後任として松本喜八郎氏が副委員長に選任された。
2. 本年度の研修事業の実施について
講演会、研修会の開催について協議した。建設災害防止関係を1回、他を10月及び2月開催とし講師については、加藤寛、永井道雄、鈴木健二、渡部昇一、田原総一朗、磯村尚徳各氏の中から煮詰めることとした。
なお、9月頃水産試験場と埼玉古墳を見学することとした。

労務資材委員会 昭和58年8月10日開催

協議事項

1. 委員会構成について
広報委員会と同様に委員会構成について協議した。
退任者 木川元守（㈳埼玉建築設計監理協会）
新任者 真下奉規（埼玉県道路舗装協会）
横田充穂（㈳全国電話設備協会埼玉地方部）
2. 本年度事業の実施について
 - ・エネルギー問題シンポジウム——2月頃開催
 - ・雇用改善に関する協議会——11月開催
 - ・労働問題に関する講話会——安西愈氏を迎へ刑事事件に的をしづって開催
 - ・天気予報と天気図の見方講話会——対象は幅広く9月下旬～10月上旬の間に開催
 - ・税対策について——10月中旬又は下旬を予定し開催
3. 昭和59年3月新規学卒就職者の標準賃金策定について
「昭和59年3月新規学卒就職者の標準賃金」について協議した。

会員 だより

(順不同)

学科講習会実施結果

埼玉県電気工事工業組合

昭和58年度、電気工事士受験学科講習会が6月4日～6月19日の間の6日間、埼玉県電気工事工業会館2階会議室において実施された。

参加者96名は熱心に受講、6月26日(日)に埼玉県で実施した試験に臨んだ。結果は、受講者96名(うち7名は県外にて受験)、89名中合格者57名、合格率は64%であった。



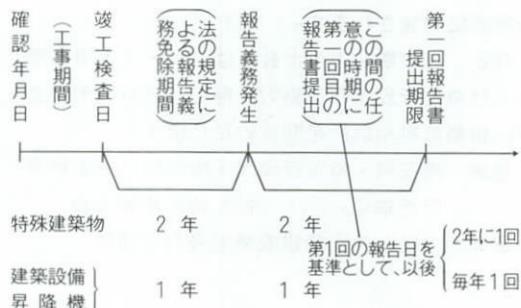
定期報告制度について(8)

財団法人 埼玉県建築住宅安全協会

これまで何回かに分けて、建設基準法第12条に基づく定期報告制度の埼玉県内における報告対象物件を説明させて頂きました。

ところで、定期報告制度というくらいですから、報告書は『定期』的に提出して頂かなければなりません。特殊建築物(対象は本誌14・15号参照)については、基準日を換算として2年に1回、建築設備及び昇降機(同じく16・17号参照)については、やはり基準日を起算に毎年1回、工作物(同じく17号参照)については、毎年4月1日から4月30日までの間と10月1日から10月31日までの間の、年2回報告となっています。

また、「基準日」は、原則として第1回(初回)の報告日となります。その決め方は下図の通りとなっています。



定期総会開催

本年度事業計画決まる

社団法人 埼玉県造園業協会

(社)埼玉県造園業協会では、去る7月29日(金)午後2時より浦和市仲町の埼玉亭において昭和57年度会務報告及び収支決算報告を行ない、昭和58年度事業計画及び収支予算案を全会一致で決定した。

続いて午後4時から同亭ホールにおいて、廣田土木部長(知事の代理)を始め多数の来賓をお迎えして懇親会を開催し盛会裡に午後6時30分散会した。

今夏の協会事業としては、次のような行事が行われる。

1 造園施工管理技術検定試験受験対策講習会

期日 昭和58年8月17日～19日

場所 川口市安行植物取引造園センター

2 造園技能検定学科試験(含む要素試験)受験対策講習会

期日 昭和58年8月27日～28日

場所 埼玉建産連会館福祉センター

3 夏季研修

期日 昭和58年8月29日～30日

場所 群馬県伊香保温泉

ホテル 天坊

ようやく成立「浄化槽法」

社団法人 埼玉県浄化槽協会

待ちに待った「浄化槽法」が去る5月11日に成立し、法律第43号として同月18日に公布されました。

成立した内容は

- (1)浄化槽事業者の県知事登録制度と浄化槽設備士資格制度を設けた。
- (2)浄化槽管理士資格制度を設け、県条例を定めて浄化槽保守点検を業とする者を県知事登録制にすることができる。
- (3)工場生産浄化槽の建設大臣による型式認定制度の創設などが中心となっています。
浄化槽法で制定された諸制度のうち一部はすでに行行政指導の形で、全国的にかなり実施をされているものもあります。
浄化槽法の全面施行は昭和60年10月1日からとされているが、それまでに政令、省令を制定公布することになります。

浄化槽施工士、管理技術者
講習会の案内

○浄化槽施工士講習会

開催日 昭和58年10月3日～12日
会 場 「日傷会館」 東京市ヶ谷
締切日 昭和58年9月20日
申込み 東京都浄化槽工業協同組合

○浄化槽管理技術者講習会

開催日 昭和58年10月18日～27日
会 場 「日傷会館」 東京市ヶ谷
締切日 昭和58年9月30日
申込み (財)日本環境整備教育センター

昭和58年度

「違反建築・違反宅造をなくして 住みよいまちづくり」 運動の実施について

社団法人 埼玉建築士会

県民一般に建築基準法及び都市計画法の目的内容について、周知徹底を図るとともに、違反建築等に対して、行政上の所要の措置を積極的に講ずることによって、良好な市街地の環境の形成及び建築物の質の向上に努める気運を高めること目的とし、来る10月11日から10月20日まで全県的に実施されます。

なお、この期間中当士会では、県・土木事務所および特定行政庁との協力を得て、法令説明会並びに建築無料相談所を開設いたします。

主催 埼玉県・特定行政庁・市町村(特定行政庁を除く。)・(社)埼玉建築士会
協賛 (社)埼玉県建設業協会外9団体

第9回全国支部事務局

連絡会議開催について

社団法人 日本塗装工業会埼玉県支部

社団法人日本塗装工業会では7月22日(金)13:00～より第9回全国支部事務局連絡会議を九州地区代表県として福岡県支部で福岡サンパレスを会場として開催されました。現在(社)日本塗装工業会の加入支部は全国に34都道府県あり会議出席県は32都道府県事務局長及び職員が出席し盛大に催されました。会議テーマとして討議事項は社会保障制度の一環として会社及び従業員を対象にした厚生年金基金の設立について行ない現在わが国では人口の高齢化が進行しているなかで従業員の老後の生活を支える中心的存在になっている公的年金(厚生年金)の財政状況が改めて問題化しており、年金給付条件等の運営基準厳格化は避けられない情勢であると考えられ、一方で企業の従業員の老齢化対策として、老後生活に対する年金のより充実化が求められこれが経営上からも迫られています。企業のこうした状況と厚生年金の先細りの両者を解決する方法として厚生年金基金がクローズアップされていますので塗装工業会では、経営研究委員会が主体となり、本年1月に正副会長会議の決定により厚生年金制度についての諮問を受け十分な調査、審議を行って結論を得たので、全国支部長会議が7月5日に横浜で開催され議事として討議されたのであり、事務局会議でも討議され、重要な問題として受けとめられ、今後の発展を期待するものであります。

日事連「建築士事務所業務指針」 を作成 社団法人埼玉県建築士事務所協会

私が日頃たずさわっている建築物の設計及び工事監理等の業務は、建築主に対し、その期待に応えるとともに、建築が環境や文化の形成に占める重要な意味を持つことを認識し、職能を通じて地域社会の信頼と理解を得るために行うものです。この建築士事務所業務指針は、私が設計及び工事監理等を常に適正に行い、建築物の質の向上と業務の進展を図ることを目的とするため（社）日本建築士事務所協会連合会が昭和55年以来検討を重ねこの程完成したものです。

建築士事務所を開設する皆様のご活用をおすすめいたします。

体裁B5版55頁定価1,000円会員価格600円（送料実費）

ご希望の方は、下記へお申込み下さい。

（社）埼玉県建築士事務所協会

〒336 浦和市鹿手袋597 埼玉建産連会館5F

TEL 0488-64-9313



委員会活動の充実について

社団法人 埼玉県測量設計業協会

当協会は、事業の効率的実施の具体案を作成するため從来4委員会をもって実施されていたが事業の推進をはかるため去る6月13日の理事会において委員会規程の全文改訂が行われ5委員会とされた。

委員会名及び正副委員長ならび職務分掌は次のとおりである。

1 総務委員会

委員長 理事大橋伸藏

副委員長監事南 国恵

職務分掌

イ 総会理事会の運営。

ロ 年度計画、予算決算の管理。

ハ 請願、陳情要望書の作成及び手続。

ニ 関連団体との提携強化。

ホ 翌年度事業計画（他委員会と協議）。

ヘ グループ共済保険の推進強化。

ト 他の委員会に属しない事項。

2 広報委員会

委員長 理事遠藤修一

副委員長 理事稻岡 豊

職務分掌

イ 情報収集とその活用方法。

ロ 資料収集とその活用方法。

ハ 機関誌「埼玉の測量」の編集。

二 広報活動全般。

3 経営委員会（新設）

委員長 理事岡田道雄

副委員長監事山崎真人

職務分掌

イ 営業対策の実態調査。

ロ 営業の具体的政策とその実行方法の立案と実行。

ハ 営業活動の円滑保持と合理化。

ニ 協会員育成の為の対策研究。

ホ 経営の改善合理化。

ヘ 県内実態の把握と改善対策の立案。

ト 新規事業開発に関する調査研究。

4 技術調査委員会

委員長 理事笠原保孝

副委員長監事石川順一

職務分掌

イ 技術の向上、改善、普及開発の推進。

ロ 測量標準単価の研究。

ハ 適正歩掛の調査研究。

ニ 諸経費の検討。

ホ 関連団体との技術資料の交換。

5 事業委員会

委員長 理事柿沼国一

副委員長理事三上秀男

職務分掌

イ 各種講習会の企画運営。

ロ 事業を有効に実施する対策研究。

ハ 事業の具体的実施活動。

ニ レクリューション等福祉厚生事業企画運営。（野球、ゴルフ、親睦旅行等。）

会員研修と賛助会員との親睦旅行

社団法人 埼玉建築設計監理協会



7月24日日曜日、本来なら真夏の盛りであるにもかかわらず、埼玉の空はどんよりと曇り肌寒い気候であった。草津温泉全建プラザホテルの研修会は埼玉設計監理協会が年1回会員と会員の事務所に勤務する職員との親睦旅行、そして勉強会を行う唯一の場所であり、それに賛助会員が加り埼玉の建築文化の育成を目的として研修した。研修のテーマは「デザイナーの為の建築構造と計画」で、日本大学生産工学部講師、伊藤先生より講義が2時間なされ、討議の形式で味の有る議論が展開され、会員同志が地元を離れ伸び伸びと建築学の粋を味う事が出来た。賛助会では、ABC商会、伊奈製とうの「材料と施工」を中心とした研究発表をし、自社のノウハウを隠すことなく会員に知らしめた事は、之からの建築の設計と工事監理に大いに約立つものである。そして会員と会を協賛する賛助会員とが渾然一体となって研修と親睦を行った事は、新生、埼玉設監にとり行程に勇気と繁栄をもたらす一つの気運が生れ、大変喜ばしい事である。

昭和58年度の研修計画について

社団法人 埼玉県建設業協会

未だかつてない厳しい情勢下で、当協会も本年度事業計画の重点事項として自助努力による中小建設業者の体質強化のための施策が採り上げられているが、具体化に向けて現在実施及び計画中の研修会等の内容は下記のとおりです。

期 日	内 容	参 加 者 数
4/14 6/23 7/26 9/下旬	建設業電算機システム利用研究会	4回 250
6/30~31	ネットワーク研修	450
6/13~18	経営者幹部等講習会	幹部 205 所長等 319
6/9 9/22	「建設省土木工事積算基準」講習会	1回目 700 2回目(見込) 250
6/21~23 6/28~30	玉掛け技能講習会	131
6/27	「建設省建築工事積算基準」講習会	150
8/4 11/7 11/下旬11/27	建設業経営講習会	4回 500
10/3~4 10/12~13 10/20~21	経理事務講習会(初級) 〃 (中級) 〃 (上級)	100 100 50
12/上旬	雇用管理研修会	100
2/中旬	講 演 会 JVに関する講習会	200 80
4/11~3/下旬	車両系建設機械運転技能講習会	150
4/18~3/下旬	移動式クレーン運転技能講習会	50

58年度前払金保証実績

(4月～6月末)

東日本建設業保証(株)埼玉営業所

公共事業予算が4年連続横這いに推移している厳しい状況の下、当営業所の昭和58年度第1四半期の前払金保証取扱高は次のとおりとなりました。件数、請負金額においては、前年度を若干下回ったものの、保証金額はお陰様で7・4%の伸びをみることができました。関係各位に厚くお礼申し上げます。

ご遠方の方またお忙しい方の前払金保証制度のご利用につきましては、郵送による保証申込をおおいに歓迎致しますので、どうぞお気軽にご利用されますようお願い申し上げます。

発注者別保証取扱高

(昭和58年6月末現在) (単位:百万円)

区分 発注者	58年度取扱高			対前年度伸率		
	件数	請負金額	保証金額	件数	請負金額	保証金額
国	29	2,270	892		% △12.1	% 39.9 38.9
公 社						
公團・事業団	43	9,469	3,568	0.0	34.2	47.1
県	451	18,777	7,183	△ 5.2	3.2	13.1
市	146	5,820	1,602	△28.4	△48.2	△43.1
町	3	331	79	△25.0	△65.8	184.1
村	3	132	38			
地方公社	2	228	91	△33.3	48.5	83.9
その他	12	649	234	△14.2	△29.6	△34.8
合 計	689	37,679	13,690	△11.3	△ 6.5	7.4

連合会日誌

○6月2日 正副会長会議

昭和58年度通常総会の進行順序等について協議

理事会

副会長1名の補欠選任について協議し(社)埼玉県建設業協会会長島村

治作氏が選任された。

○6月6日 全国建設産業団体連絡協議会通常総会

東京農林年金会館において、昭和57年度事業報告、収支決算、昭和

58年度事業計画、収支予算について審議、承認又は議決したあと任期

満了による役員の改選が行なわれた。

○6月10日 埼玉県主催による交通シンポジウムに荒井事務局長出席

○6月17日 (社)埼玉県空調衛生設備協会創立25周年記念式典に、斎藤会長出席

○6月21日 講演会

「主婦の目から見た住まい」講演会をセンター3階大ホールにおいて開催。講師評論家五代利矢子先生。演題「住まいは暮らしのうつわ」
参集者101名。

○6月25日 「埼玉の建設産業」のポスター募集について県内公立各小・中学校長に依頼。

建産連ニュース第17号を発刊配布

○6月29日 広報委員会

昭和58年度広報関係事業の実施、建産連ニュース第17号の発刊、第18号の編纂等について協議。

○7月21日 雇用促進事業団金田監事室長、大和田考查役、埼玉建設労働者福祉センター運営状況調査のため来館。

○7月22日 職業訓練校との連絡調整会議

埼玉県立中央高等職業訓練校において校内の訓練施設、実習の状況を

視察したあと、建設産業関係技能者の県内企業への雇用について討議した。

○7月29日 広報委員会

委員会構成、建産連ニュース第18号の編纂、昭和59年用カレンダーの作成について協議。

「光ファイバー通信システム」説明会。

センター3階大ホールにおいて当連合会と(社)埼玉県電業協会との共催をもって「光ファイバー通信システム」と、ケーブル取扱いの基礎等について説明会を開催した。

出席者180名

(社)埼玉県造園業協会通常総会に斎藤会長出席。

○8月1日 研修指導委員会

委員会構成、副委員長の補欠選任、本年度における研修事業の実施について協議した。

○8月3日 埼玉県労働者福祉センターの建設、管理運営の状況等調査のため長野県大町市議会議員等16名来所。

○8月10日 労務資材委員会

委員会構成、本年度事業の実施、昭和59年3月学卒者の標準賃金等について協議。



埼玉建産連会館センターの利用を

埼玉建産連会館・埼玉建設労働者福祉センター 利 用 案 内

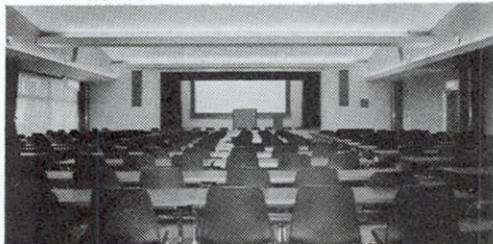
埼玉建産連会館は、県内建設産業界の融和と協調を図るとともに、働く者の福祉の増進を図る目的で、雇用促進事業団と(社)埼玉県建設産業団体連合会が、みなさんの会議や研修の場として建設したもので、500人収容の大ホールをはじめ大・小会議室、食堂、喫茶ルーム等を備えた多目的施設です。

施設の概要

所在地 埼玉県浦和市大学鹿手袋597番地
敷地面積 3,000m²

○ 福祉センター

- 建物の構造 鉄筋コンクリート造り地上3階建
- 総延床面積 1,574.85m²
- 建物の用途
 - 1階
管理事務室、食堂、喫茶ルーム、ホール、電話機械室



▲多目的大ホール

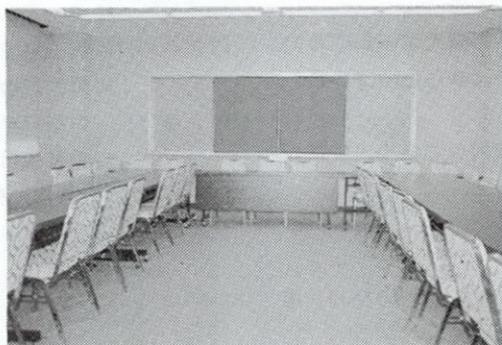
2階	会議室	4室
	和室娛樂研修室	3室
	計	7室
3階		

○ 建産連会館

- 建物の構造 鉄筋コンクリート造り地上6階
塔屋1階建
- 総延床面積 2,713.75m²

● 建物の用途

- 1階
会館特別会議室、建産連会長室、同事務室
- 2階~6階
建設業ならびに建設関連業、不動産業団体等
20団体事務室



▲研修室

■ ご利用について

1. 開館時間 午前9時~午後8時
2. 休館日 日曜日、国民の祝祭日及び年末、年始(12月28日~1月4日)
但し、100名以上の集会の場合は日曜日、祝祭日でも利用に応じます。
3. 利用のお申し込み
 - 所定の申込書により、直接、センター管理事務室にお申し込みください。☎ 0488(61)4311
 - 受付時間は休館日以外の午前9時から午後5時までです。
 - どなたでも御利用できます。
4. 駐車場(無料) 100台収容

施設利用料

種別 区分 収容人員	区 分		
	午 前	午 後	夜 間
	9:00~ 12:0000	13:00~ 17:00	17:30~ 20:00
第1会議室	80人	9,500円	10,500円
第2会議室	40人	4,700円	5,200円
第3会議室	21人	2,000円	2,200円
第5会議室	21人	2,000円	2,200円
第6会議室	20人(和室)	4,200円	4,600円
第7会議室	8人(和室)	2,300円	2,500円
第8会議室	8人(和室)	2,300円	2,500円
多目的大ホール	椅子のみ使用500人 机椅子使用288人	26,000円	28,500円
会館特別会議室	30人	6,500円	7,500円
		8,000円	10,000円



▲レストラン・喫茶ルーム

センター利用状況

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	合計
第1会議室	7	19	21	18	17	14	10	22	12	13	9	26	14	20	27	18	267
2	9	16	9	23	18	22	12	23	14	18	8	19	24	12	13	13	253
3	9	18	18	15	15	11	12	32	36	14	20	13	15	14	15	14	280
5	13	15	10	17	10	18	20	23	13	45	42	7	19	16	10	21	299
6	9	6	8	10		9	6	8	1	8	4	7	8	1	9	7	101
7	9	12	4	18	3	7	3	7	2	11	3	6	10	5	7	6	104
8																	
会館特別会議室	8	4	7	5	2	3	3	8	3	5	6	8	8	7	4	4	85
多目的大ホール	4	10	17	18	16	15	20	14	8	12	15	12	4	11	19	17	212
一階ロビー												2	2	5	3	17	
合 計	68	101	94	124	81	99	90	137	89	126	107	100	104	91	104	103	1,618



社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿(順序不同)

名 称	代 表 者	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号	名 称	代 表 者	所 在 者	郵便番号	電 話 番 号
(社)埼玉県建設業協会	会長 島村治作	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 61—5111	埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 61—9971
(社)埼玉県電業協会	会長 川合 大	"	"	0488 64—0385	埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 内海勝正	上尾市本町1—5—20	362	0487 73—8171
(社)埼玉県造園業協会	会長 鈴木長吉	"	"	0488 64—6921	埼玉県コンクリート压送事業協同組合	理事長 寺田正男	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 66—4311
東日本建設業保証(株) 埼玉営業所	所長 中野 稔	"	"	0488 61—8885	(社)日本碎石協会 埼玉県支部	支部長 西村勝一	秩父市中町7—2	368	04942 2—5423
(社)全国鉄構工業連合会 埼玉県支部	支部長 大倉富士雄	"	"	0488 66—1775	埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林勘市	熊谷市赤城町2—88	360	0485 22—0333
埼玉県電気工事工業組合	理事長 藤波貞治	大宮市宮原町1—39	330	0486 63—0242	(社)埼玉県浄化槽協会	理事長 石塚 清	浦和市高砂4—2—4	336	0488 64—1033
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 小池恭平	与野市大字下落合字西谷38	338	0488 55—4111	埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 沢田 広	大宮市三橋2—402	330	0486 44—7417
(社)日本塗装工業会 埼玉県支部	支部長 内藤 明	浦和市大字鹿手袋597	"	0488 66—4381	埼玉県道路標識標示協会	会長 阿野昭三郎	与野市上峰3—13—24	338	0488 53—3005
埼玉県建設大工工事業協会	会長 牛草真澄	"	"	0488 62—9258	(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 65—0391
(社)埼玉建築士会	会長 安藤 晃	"	"	0488 61—8221	埼玉県内装仕上工事業協同組合	理事長 大沢金次	熊谷市大字広瀬165	360	0485 21—7711
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 岩堀徳太郎	"	"	0488 64—9313	埼玉県総合建設業協同組合	理事長 伊田勘三郎	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 64—2811
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 松江広元	"	"	0488 61—2304	埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水茂三	"	"	0488 64—9731
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 小山正夫	"	"	0488 66—1773	埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 関根仁平	"	"	0488 66—4331
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 今西定雄	"	"	0488 66—4061	(社)全国電話設備協会 埼玉地方部	部長 横田充穂	大宮市浅間町1—4—4	"	0486 42—5771
建設業労働災害防止協会 埼玉県支部	支部長 山口能治	"	"	0488 62—2542	埼玉県地質調査業協会	会長 松村 弘	浦和市西堀275—1	338	0488 54—3337

建産連ニュース 第18号

昭和58年 9月10日印刷発行

編集社団
発行法人 **埼玉県建設産業団体連合会**

郵便番号 336
浦和市鹿手袋 597 番地
電話 (66) 4 3 0 1

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ
の条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま
す。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ
いても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記
の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月